

食安輸発第 0713003 号  
平成 19 年 7 月 13 日

各検査所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第 26 条第 3 項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成 19 年 3 月 30 日付け食安輸発第 0330001 号（最終改正：平成 19 年 6 月 20 日付け食安輸発第 0620002 号）にて通知したところですが、今般、輸入時の検査命令においてマラカイトグリーン及びロイコマラカイトグリーンが不検出であった中国産蒲焼ウナギについて、都道府県等の収去検査においてロイコマラカイトグリーンを検出した事例があったことから、同通知の別表 1 中、中国産の鰻及びその加工品のマラカイトグリーンに係る検査命令について、別添のとおり試験品採取の方法を改めることとしましたので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。